

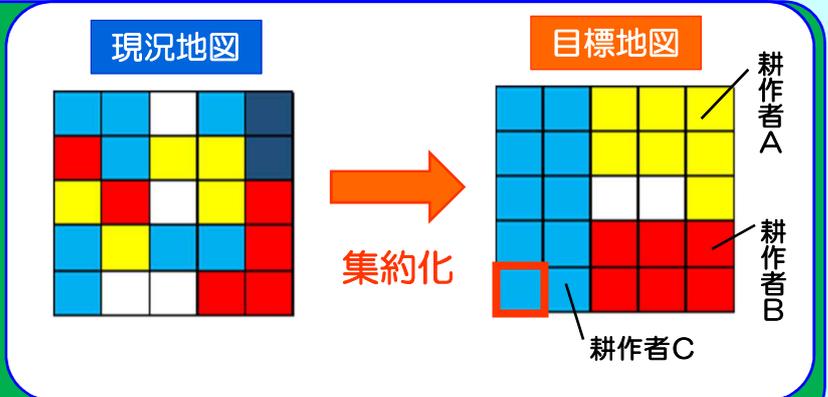
令和7年4月から

## 『地域計画』の策定に伴い 農振除外や農地転用の手続きが変わりました。

◆令和7年4月から、農業経営基盤強化促進法に基づく『地域計画』区域内の農地は、農振法による「農用地区域からの除外（農振除外）」や農地法による「農地転用」を行う際に、あらかじめ地域計画の変更手続きが必要となります。

### 『地域計画』とは・・・

将来の地域農業のあり方や、目指すべき将来の農地利用の姿である「目標地図」などについて、地域ごとに、耕作者などの農業関係者が話し合いを行って、市町村が策定する計画です。



**愛西市での地域計画変更手続きは、農振除外の  
受付と同様で年4回（5月・8月・11月・2月各末日）になります。**



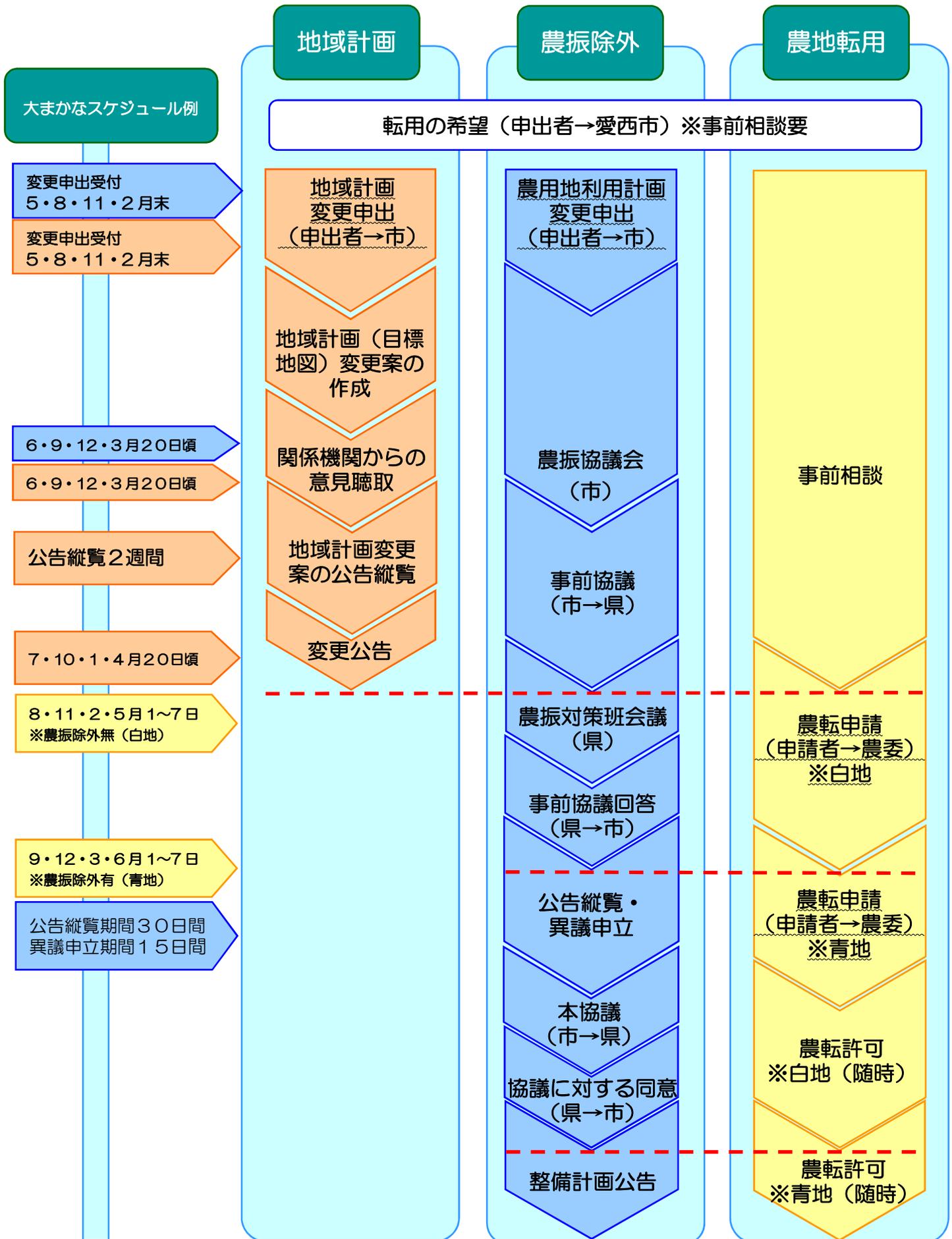
『地域計画』の変更前に、農振除外手続き（変更申出書の提出）や農地転用の事前相談などは開始できますが、法定手続き（農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請）は、『地域計画』の変更公告後に行うこととなります。

手続きの流れについては、別紙をご覧ください。

※ 一時的に農地を転用する場合や、地域計画に位置付けられた農業用施設に転用する場合など、地域計画の変更手続きが不要になる場合があります。

※ 「該当農地が地域計画区域内であるか」などについては、産業振興課へお問い合わせください。（0567-55-7128）

『地域計画の変更』と『農振除外』・『農地転用』の手続きフロー



※上記記載の処理期間は、標準的な期間であり、実際に要する期間については、個別案件ごとに異なります。